

## 令和4年度恵庭市小規模事業者事業継続支援金支給状況

○申請期間 令和4年度4月18日から令和4年7月15日

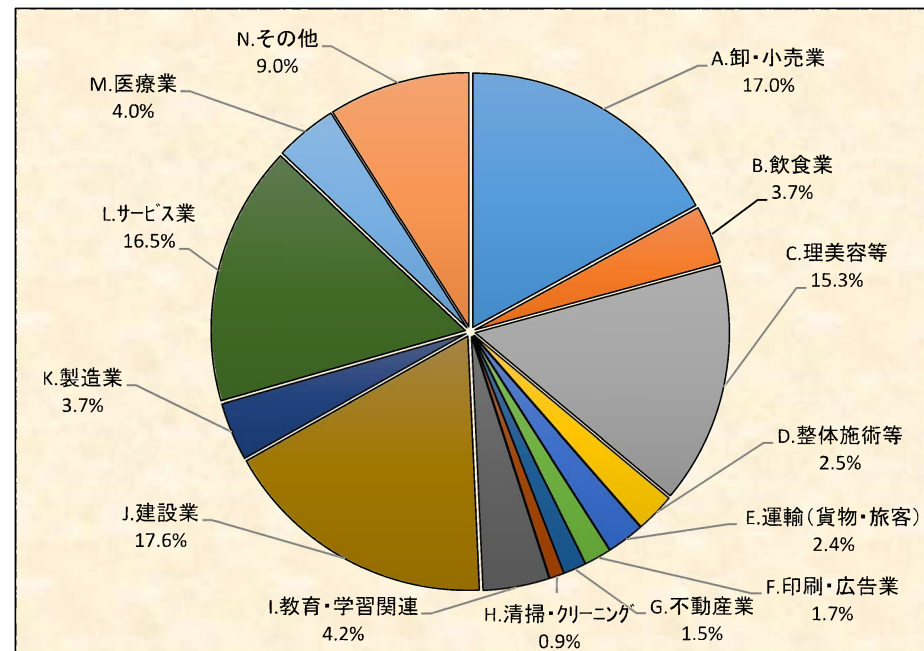
○支給金額 20万円/店

○申請者数等

申請者数 765 事業所  
支給決定 757 事業所  
不支給決定(支給決定後、返還含む) 8 事業所

○執行額/予算  
(執行率) 151,400千円/160,800千円  
(94.15%)

| 業 種         | 件 数 | 割 合    |
|-------------|-----|--------|
| A.卸・小売業     | 129 | 17.0%  |
| B.飲食業       | 28  | 3.7%   |
| C.理美容等      | 116 | 15.3%  |
| D.整体施術等     | 19  | 2.5%   |
| E.運輸(貨物・旅客) | 18  | 2.4%   |
| F.印刷・広告業    | 13  | 1.7%   |
| G.不動産業      | 11  | 1.5%   |
| H.清掃・クリーニング | 7   | 0.9%   |
| I.教育・学習関連   | 32  | 4.2%   |
| J.建設業       | 133 | 17.6%  |
| K.製造業       | 28  | 3.7%   |
| L.サービス業     | 125 | 16.5%  |
| M.医療業       | 30  | 4.0%   |
| N.その他       | 68  | 9.0%   |
| 合 計         | 757 | 100.0% |



# えにわワクワク商品券 事業実施概要

R4.9

## 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響による売上の減少に加え、原材料等の価格高騰による影響により落ち込んだ市内経済の循環・回復を目的として、全市民に最大6千円分利用できる商品券を支給する。

## 2 実施主体

商品券の支給、換金事務等は、恵庭市（委託含む）が担う。

## 3 事業内容

### A.[共通事項]

- (1) 商品券の名称 えにわワクワク商品券
- (2) 発 行 者 恵庭市
- (3) 取 扱 者 恵庭市
- (4) 支給対象者 恵庭市に住民票を有する市民  
(基準日：令和4年9月30日、令和4年12月31日)
- (5) 発行総額 最大411,800千円（市民1名につき1冊、約7万1千人に支給し、500円が20%・600円の利用が80%を想定）
- (6) 券額面 500円券×10枚（5,000円相当を1綴りとし、特定店舗では、600円分まで利用できるとし、最大6,000円分利用できる。）
- (7) 特定店舗 大規模小売店舗立地法に規定される大規模小売店舗等(別途定める)以外の店舗
- (8) 商品券送付期間 2022年11月上旬～11月下旬（予定）  
商品券をゆうパック（受取者押印）にて市民に直接配布
- (9) 使用期間 送付受取後～2023年3月31日（金）
- (10) 対象となる商品・サービスの例

| 事業区分   | 商品・サービス                             |
|--------|-------------------------------------|
| 小売業    | 食料品、日用品、衣料品、電気用品、花 など               |
| その他販売業 | 印鑑、書籍、家具、車庫・物置、自動車、自転車、農機具 など       |
| 飲食業    | 定食、そば、ラーメン、すし、カレー、コーヒー、酒 など         |
| 理容・美容業 | 理容・美容室、エステティックサロン、ネイルサロン、着付け、化粧品 など |
| 建設・土木業 | 新築、リフォーム、外構工事、防音工事、造園、塗装、左官 など      |
| サービス業  | 介護保険適用外の介護サービス、                     |
|        | 針・灸・整体・カイロプラクティックなどで医療保険適用外のサービス、   |
|        | パークゴルフ、ゴルフ、入浴、釣堀、収穫体験、入園料、          |
|        | タクシー、レンタカー、ガソリン、軽油、灯油、              |
|        | 農機具修理、ストーブ修理、自動車修理、板金塗装、            |
|        | 貸室、貸し倉庫、レンタル、宿泊、IT関係設置・接続サービス       |
|        | クリーニング、写真撮影、冠婚葬祭、ホームクリーニング など       |

(11) 商品券の対象外となる例（利用時の主な注意事項）

- ・他の商品券や切手など換金性の高いものの購入、および換金。
- ・事業活動に伴った商品等の購入。
- ・出資、債務（税金、水道料金、社会保険など）の支払。
- ・家賃や生命保険、自賠責保険などの支払。
- ・宝くじ・スポーツ振興くじの購入。
- ・たばこの購入。
- ・おつりの払い出し不可

※恵庭市指定ごみ袋にはご利用いただけません。

B.[事業者の方向け]

(12) 事業者の登録 8月から参加事業者を募集。事業者の応募状況は、市のホームページに掲載。9月30日までに申し込んでいただいた事業者は、印刷物に掲載。

(13) 事業者決定 10月初旬に、決定通知と登録証など関係書類を送付します。

(14) 事業者の参加資格 市内において、一般消費者を対象とした事業者で、反社会勢力との関係を持っていない事業所を対象とする。なお、金融業、風俗業の他、公序良俗に反する事業を除く。

(15) 参加店の遵守事項

- ・ポスター等を見やすい場所に掲示するなど、参加店であることを利用者に周知すること。
- ・偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受取りを拒否するとともに、速やかに恵庭市に申し出ること。
- ・商品券の交換、譲渡、売買、再利用は禁止する。

注）本事業では、令和3年度えにわ商品券えにわんチケットプレミアムはご利用いただけません。

(16) 券の換金

□換金申込期間 2022年11月15日（火）～2023年4月14日（金）（消印有効）  
までに恵庭市経済部商工労働課に郵送。入金日は、月2回程度を予定。  
※上記の換金申込期間を経過した商品券は無効とする

□換金場所(方法) 恵庭市経済部商工労働課（郵送用封筒にて送付）  
支払いは、参加申込書に記載された口座への振込みとする

□提出書類 参加店は下記の2点を恵庭市にご郵送いただきます。  
・換金申込書（市で作成し、事業者様へ送付）  
・換金する商品券  
※使用済商品券返送用着払票を送付するので、任意の封筒に貼付し、月に一回程度ご使用ください。

C.[その他]

(17) 実施結果の集計

商品券の購入状況や各店舗における購入状況を換金の情報から把握し、実施結果の集計を行う。